

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設及び廃棄物管理施設の事業変更許可申請に係る面談」

2. 日時：令和3年4月14日(水) 13時55分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻安全審査官、大岡安全審査専門職、森野安全審査専門職、二平係員

日本原燃(株)

鈴木 理事 再処理事業部副事業部長 他5名

5. 議事概要

標記の件については、3月末に日本原燃株式会社から再処理事業及び廃棄物管理事業の事業変更許可申請を4月初旬に申請予定との連絡があり、その際、原子力規制庁から、申請を妨げるものではないが、適切な確認がなされた申請書となっているのかを確認したところ、十分な社内チェックがとられていないことが確認されたため、原子力規制庁からしっかり確認して提出するよう求めている。

その後、4月9日に改めて4月中旬に申請予定との連絡があったことから、本日、事業変更許可申請の申請書や説明資料の社内確認の状況を聴取するための面談を設けた。

日本原燃株式会社から、以下のとおり説明があった。

- ・3月30日の原子力規制部長との面談において、適切な申請書や説明資料の作成のため十分チェックすると説明していたところであるが、十分な社内チェックのスケジュールを見通せないまま、原子力規制庁に申請の予定を伝え、その予定も延期を繰り返している。
- ・申請に当たっては、新規制基準に係る事業変更許可申請や設工認申請におけるチェック不足と同様の問題が発生していないことを確認する。
- ・説明資料のチェックでは、資料の位置付け等を明確にしたうえで、それに即したものとなっているか、申請内容の基準適合を示すために必要な情報が網羅されているかについて、管理する者が責任を持って確認する。
- ・これらの確認により申請書及び説明資料が100点の出来であると申請の担当責任者が確信できたものを申請することとしたい。

原子力規制庁から、申請は妨げるものではないが適切な確認がなされていないものを申請してもかえって時間を要することになるため、説明のあった対応をしっかりと行って申請書及び説明資料を取りまとめて申請するよう伝えた。

## 6. その他

提出資料なし